

春休み中の運動機会等の確保について

学校教育課

4月7日からの教育活動の再開に向けて、京都府教育委員会からの通知や近隣市町の状況を踏まえ、令和2年4月1日（水）以降、中学校において、体制が整いしだい、下記のように感染防止対策を行った上で、部活動などのグループでの運動機会等の確保の取組を行います。詳細は、各中学校のホームページやメール配信でお伝えします。

活動内容・形態等について

- (1) 自校の生徒による、自校内での活動に限定します。
- (2) 時間は2時間以内とし、生徒の心身の状況（体力低下等）に十分配慮し、急な活動による身体的負荷が生じないように段階的に活動します。
- (3) 多くの生徒が同一時間帯に集まらないように、活動時間や場所を割り振るなどの工夫をします。

活動上の留意事項について

- (1) 参加にあたっては、保護者の理解を得た上、無理をさせることがないよう配慮します。
なお、基礎疾患等のある生徒については、保護者と連携の上、主治医や学校医に相談し、適切に判断します。
- (2) 風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけなど、症状が軽い場合を含む）が見られる場合は絶対に参加できません。
- (3) 自宅での検温や教員による体調確認等、健康観察を徹底します。
- (4) 手洗い、咳エチケット、手指のアルコール消毒等、感染予防対策を徹底します。
- (5) 身体接触のある運動は、接触をするような運動を避けます。
- (6) 用具を使用する場合は、できるだけ使い回しを避けるとともに、可能なものについては消毒をしてから使用します。
- (7) 活動場所が屋内の場合は、2方向以上の窓を同時に開け、十分な換気を行ないながら活動します。
- (8) 更衣室の利用にあたっては、大人数が密集することがないように、分散利用など感染対策を徹底します。
- (9) 終了後は、速やかに下校、帰宅するとともに、帰宅後の感染予防の徹底についても繰り返し指導します。

その他

今後の感染状況等により、上記の内容は変更することがあります。